

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための 日本語教育機関の認定等に関する法律案の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格を整備する。

【日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）】

（日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等）

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善を図られるよう、（略）国内における日本語教師（略）の資格に関する仕組みの整備（略）を講ずるものとする。

附則

第二条 国は、（略）日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

（1）日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

（2）認定の効果等【第二条・第五条関係】

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

（3）文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施状況に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※・認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】

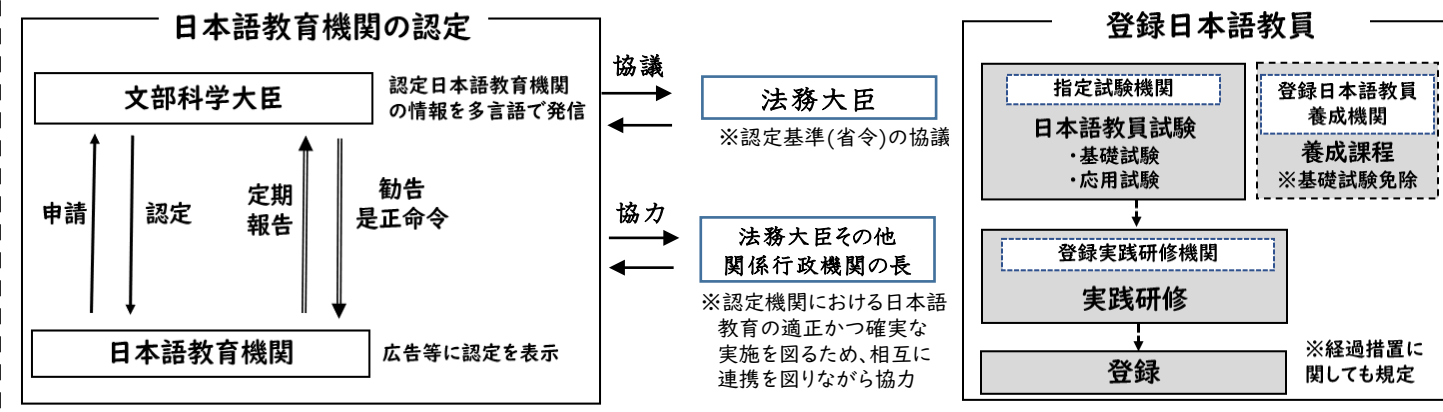
・文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての試験（日本語教員試験）に合格し、文部科学大臣の登録を受けた機関（登録実践研修機関）が実施する実践研修を修了した者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。【第十七条関係】

- 日本語教員試験は、「基礎試験」（基礎的な知識及び技能を判定）及び「応用試験」（知識及び技能のうち応用に関するものを判定）とで構成し、文部科学大臣が指定する機関（指定試験機関）が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】

- 文部科学大臣の登録を受けた日本語教員の養成機関（登録日本語教員養成機関）が実施する養成課程を修了した者については、その申請により、基礎試験を免除する。【第二十三条関係】



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）